○医療分野の研究開発に資するための匿名

加工医療情報に関する法律

(平成二十九年五月十二日)

(法律第二十八号)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関す

る法律

律をここに公布する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に

関する施策

第一節 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報

に関する基本方針(第四条)

第二節 国の施策 (第五条—第七条)

第三章 認定匿名加工医療情報作成事業者

第一節 匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定(第八条—

第十六条)

第二節 医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規

制(第十七条—第二十七条)

第三節 認定医療情報等取扱受託事業者 (第二十八条・第二十

九条)

第四章 医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事

業者に対する医療情報の提供(第三十条―第三十四条)

第五章 監督 (第三十五条—第三十七条)

第六章 雑則 (第三十八条—第四十三条)

第七章 罰則(第四十四条—第五十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 ľ, 康長寿社会をいう。 扱いに関する規制等について定めることにより、 作成事業を行う者の認定、 医療情報に関し、 る先端的研究開発及び新産業創出をいう。第三条において同 成二十六年法律第四十八号)第一条に規定する健康・医療に関 する先端的研究開発及び新産業創出)

を

促進し、 もって健康長寿社会(同法第一条に規定する健 国の責務、)の形成に資することを目的とする。 医療分野の研究開発に資するための匿名加 医療情報等及び匿名加工医療情報の取 基本方針の策定、 (健康・ 医療戦略推進法 匿名加工医療情 健康・医療に関 伞 す 報 工

(定義)

第二条 この法律において「医療情報」とは、特定の個人の病歴そ第二条 この法律において「医療情報」とは、特定の個人の病歴その法律において「医療情報」とは、特定の個人の病歴そ

うち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個作者の他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個をいう。以下同じ。)を除く。)の以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動き、以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動き、以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動き、以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動き、以下同じ。)に記載され、著しくは記録され、という。)で作られる記録をい

ることとなるものを含む。) することができ、それにより特定の個人を識別することができ定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特

二 個人識別符号が含まれるもの

- よって識別される特定の個人をいう。 2 この法律において医療情報について「本人」とは、医療情報に
- きないようにしたものをいう。
 る個人に関する情報であって、当該医療情報を復元することがでる医療情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定のる医療情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の。
- とのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換え記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元するこ一(第一項第一号に該当する医療情報)当該医療情報に含まれる

ることを含む。)。

- 4 この法律において「匿名加工医療情報作成事業」とは、医療分の一下同じ。)を作成する事業をいう。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以う。第十八条第三項において同じ。)を構成するものをいたものその他特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以う。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以う。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以う。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以う。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以う。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以う。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以う。第十八条第三項において同じ。)を構成するものに限る。以
- 一タベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ものとして政令で定めるもの(第四十四条において「医療情報デものとして政令で定めるもの(第四十四条において「医療情報であた。たすることができるように体系的に構成したものその他特定の医療情報を電子計算機を用いて、この法律において「医療情報取扱事業者」とは、医療情報を含

匿名加工医療情報に関し必要な施策を講ずる責務を有する。に関する施策の一環として、医療分野の研究開発に資するための第三条 国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出

(国の責務)

第二章 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情

報に関する施策

第一 節 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療

情報に関する基本方針

第四条 野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針 情報に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、 (以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 政府は、 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療 医療分

- 2 基本方針は、 次に掲げる事項について定めるものとする。
- る施策の推進に関する基本的な方向 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関す
- 療情報に関する措置に関する事項 国が講ずべき医療分野の研究開発に資するための匿名加工医
- \equiv 他の個人に対する不当な差別、 その他の本人の心身の状態を理由とする本人又はその子孫その ための措置に関する事項 匿名加工医療情報の作成に用いる医療情報に係る本人の病歴 偏見その他の不利益が生じない
- 兀 第八条第一項及び第二十八条の認定に関する基本的な事項
- 五. その他医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報

1関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、 ればならない。 基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めな

け

4] 閣総理大臣は、 前項の規定による閣議の決定があったとき

> は、 遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、 基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(国民の理解の増進

第五条 野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する国民の理 解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。 国は、 広報活動、 啓発活動その他の活動を通じて、 医療分

(規格の適正化)

第六条 措置を講ずるものとする。 て、 報の作成に寄与するため、 適正な規格の整備、 国は、 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情 その普及及び活用の促進その他の必要な 医療情報及び匿名加工医療情報につい

2 療分野の研究開発の進展等に応じて行うものとする 前項の規定による規格の整備は、 これに関する国際的 **動向、** 医

(情報システムの整備

第七条 促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 報の作成を図るため、情報システムの整備、 国は、 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情 その普及及び活用

第三章 認定匿名加工医療情報作成事業者

第一節 匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定

(認定)

第八条 申請により、 匿名加工医療情報作成事業を行う者 匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うこ (法人に限る。 しは、

どができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることがとができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることが

- 名称及び住所
- 一医療情報の整理の方法
- 三 医療情報の加工の方法

名加工医療情報の管理の方法 り行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。)及び匿一項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定によ一項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定によ 医療情報等(医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医

- 五 その他主務省令で定める事項
- と認めるときは、同項の認定をしなければならない。 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合する
- 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- けることがなくなった日から二年を経過しない者し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反イ。この法律その他個人情報の適正な取扱いに関する法律で政
- ロ 第十五条第一項又は第十六条第一項 (これらの規定を第二

- 取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者十九条において準用する場合を含む。)の規定により認定を
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これる使用人のうちに次のいずれかに該当する者があるもの匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は主務省令で定め
- の法令上これに相当する者2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国

らに相当する者

- 又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しなに違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令の規定(3) この法律その他個人情報の適正な取扱いに関する法律
- 作成し、及び提供するに足りる能力を有するものとして主務省得し、並びに整理し、及び加工して匿名加工医療情報を適確に二 申請者が、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を取

令で定める基準に適合していること。

じられていること。 のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置が講防止その他の当該医療情報等及び匿名加工医療情報の安全管理 医療情報等及び匿名加工医療情報の演えい、滅失又は毀損の

の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有す四、申請者が、前号に規定する医療情報等及び匿名加工医療情報

め、個人情報保護委員会に協議しなければならない。4 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじ

.っな^。 その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければな5 主務大臣は、第一項の認定をした場合においては、遅滞なく、

(変更の認定等)

なければならない。 軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務省令で定める 3 認定匿名加工医療情報作成事業者は、前条第二項第一号に掲げ

その旨を公示しなければならない。
る事項の変更に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、3 主務大臣は、前項の規定による届出(前条第二項第一号に掲げ

変更の認定について準用する。
4 前条第三項(第一号を除く。)及び第四項の規定は、第一項の

(承継)

第十条 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿第十条 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人に第八条第一項の認定に係る置名加工医療情報作成事業者である法人に第八条第一項の認定に係よる認定匿名加工医療情報作成事業者である法人に第八条第一項の認定に係工医療情報作成事業者である法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名が、合成の主義を表表しての地位を承継する。

く、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 地位を承継した法人は、主務省令で定めるところにより、遅滞なる 前二項の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者としての

ついて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたとにおいて、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けに療情報作成事業者でない法人に認定事業の全部の譲渡を行う場合4 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医

療情報作成事業者としての地位を承継する。きは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による認定匿名加工医

- 立を承継する。立を承継する。立を承継する。立を承継する。がである法人により消滅した法人のことを承情報作成事業者でない法人との合併により消滅することとなるの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人との合併により消滅することとなるの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医位を承継する。

10

その旨を主務大臣に届け出なければならない。

9

こととなり、又は分割により認定事業の全部を承継させる場合に ときは、遅滞なく、 たとき又は第四項から第六項までの認可をしない旨の処分をした る医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなければならない。 の全部を承継した法人は、遅滞なく、当該認定事業に関し管理す 法人若しくは合併により設立された法人又は分割により認定事業 認定は、その効力を失うものとし、その譲受人、合併後存続する とき(これらの認可の申請がない場合にあっては、 匿名加工医療情報作成事業者でない法人との合併により消滅する の全部の譲渡、合併又は分割があったとき)は、 おいて、第四項から第六項までの認可をしない旨の処分があった 療情報作成事業者でない者に認定事業の全部の譲渡を行い、 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医 主務大臣は、 第三項若しくは第八項の規定による届出があっ その旨を公示しなければならない。 第八条第一項の 当該認定事業 認定

(廃止の届出等)

め、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじ第十一条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業を廃止し

報等及び匿名加工医療情報を消去しなければならない。 であった法人は、遅滞なく、当該認定事業に関し管理する医療情は、その効力を失うものとし、認定匿名加工医療情報作成事業者2 前項の規定による届出があったときは、第八条第一項の認定

3 主務大臣は、第一項の規定による届出があったときは、遅滞な

く、その旨を公示しなければならない。

(解散の届出等)

第十二条 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が合併以外第十二条 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が合併以外

信報を消去しなければならない。記定匿名加工医療情報等及び匿名加工医療 により解散したときは、第八条第一項の認定は、その効力を失う なく、当該認定事業に関し管理する医療情報等及び匿名加工医療 続開始後の法人又は外国の法令上これらに相当する法人は、遅滞 なく、当該認定事業に関し管理する医療情報等及び匿名加工医療 情報を消去しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による届出があったときは、遅滞な

く、その旨を公示しなければならない。

(帳簿

第十三条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定める事項を記載し、これを保存ところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされり、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされまる。

(名称の使用制限)

らない。

加工医療情報作成事業者という名称又はこれと紛らわしい名称を第十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者でない者は、認定匿名

用いてはならない。

(認定の取消し等)

主たる事務所を有しない法人であって、外国において医療情報等第十五条 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者(国内に

う。)を除く。次項において同じ。)が次の各号のいずれかに該又は匿名加工医療情報を取り扱う者(以下「外国取扱者」とい

当するときは、第八条第一項の認定を取り消すことができる。

一項の認定又は第十条第四項から第六項までの認可を受けたと偽りその他不正の手段により第八条第一項若しくは第九条第

き

を同項の認定を受けないで変更したとき。 第九条第一項の規定により認定を受けなければならない事項

四 第二十六条第一項の規定に違反して医療情報を提供したと

き。

五 第三十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

し管理する医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなければな一項の認定を取り消されたときは、遅滞なく、当該認定事業に関2 認定匿名加工医療情報作成事業者が前項の規定により第八条第

- ければならない。そうとするときは、あらかじめ、個人情報保護委員会に協議しなる主務大臣は、第一項の規定により第八条第一項の認定を取り消
- したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。4 主務大臣は、第一項の規定により第八条第一項の認定を取り消
- できる。
 ずれかに該当するときは、第八条第一項の認定を取り消すことが
 扱者に限る。第三号及び第三項において同じ。)が次の各号のい
 第十六条
 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者(外国取
- 一 前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当すると
- 規定による請求に応じなかったとき。 二 第三十七条第三項において読み替えて準用する同条第一項の
- 高の答弁がされたとき。 一主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、認定匿 一主務大臣が、この法律の施行に必要な限度において、認定匿 の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは虚偽 で報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは虚偽 で報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは虚偽 の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは虚偽 の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨けられ、若しくは虚偽 の報告がされたとき。
- 四 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2

前条第二項から第四項までの規定は、

前項の規定による認定の

取消しについて準用する。

業者の負担とする。 のに限る。) は、当該検査を受ける認定匿名加工医療情報作成事のに限る。) は、当該検査を受ける認定匿名加工医療情報作成事3 第一項第三号の規定による検査に要する費用(政令で定めるも

第二節 医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関す

る規制

(利用目的による制限)

一 法令に基づく場合

2

前項の規定は、

次に掲げる場合については、

適用しない。

急の必要がある場合 一 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊

(匿名加工医療情報の作成等)

第十八条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を付ればならない。 おっとして主務省令で定める基準に従い、当該医療情報を加工しものとして主務省令で定める基準に従い、当該医療情報を加工医療情報 なければならない。

2 認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を作成

るために、当該匿名加工医療情報を他の情報と照合してはならなるために、当該匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別すして自ら当該匿名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該匿

3 情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは同項 工の方法に関する情報を取得し、 成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療 を除く。)を取り扱うに当たっては、 された匿名加工医療情報(自ら医療情報を加工して作成したもの 等を事業の用に供している者をいう。 の情報と照合してはならない。 (同条において準用する場合を含む。) の規定により行われた加 (第二十九条において準用する場合を含む。) の規定により作成 匿名加工医療情報取扱事業者 (匿名加工医療情報データベ 又は当該匿名加工医療情報を他 当該匿名加工医療情報の作 以下同じ。)は、 第一項 ース

第十九条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管

消去しなければならない。ったときは、遅滞なく、当該医療情報等又は匿名加工医療情報を理する医療情報等又は匿名加工医療情報を利用する必要がなくな

(安全管理措置)

なければならない。
のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じの防止その他の当該医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理理する医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい、滅失又は毀損第二十条
認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管

(従業者の監督)

(従業者等の義務)

当な目的に利用してはならない。等又は匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不者又はこれらであった者は、認定事業に関して知り得た医療情報第二十二条。認定匿名加工医療情報作成事業者の役員若しくは従業

(委託

取扱受託事業者に対してする場合に限り、認定事業に関し管理す第二十三条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定医療情報等

託することができる。 る医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委

2 前項の規定により医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの2 前項の規定により医療情報等又は匿名加工医療情報等取扱受託事業者に対してするときに限り、その全認定医療情報等取扱受託事業者は、

2

(委託先の監督)

第二十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し第二十四条 認定匿名加工医療情報等又は匿名加工医療情報等又は匿名加工医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理が図られるよう、主務省令で定めるところにより、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなろにより、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなうにより、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わない。

(他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提

第二十五条

第三十条第一項の規定により医療情報の提供を受けた

された医療情報を提供することができる。とれた医療情報を提供することができる。医名加工医療情報の作成のために必要な限度において、当該他の医が、他の認定匿名加工医療情報作成事業者からの求めに応じ、認定匿名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところに認定

を適用する。受けた認定匿名加工医療情報作成事業者とみなして、前項の規定報作成事業者は、第三十条第一項の規定により医療情報の提供を前項の規定により医療情報の提供を受けた認定匿名加工医療情

(第三者提供の制限)

ならない。 条第一項の規定により提供された医療情報を第三者に提供しては外提供する場合及び次に掲げる場合を除くほか、同条又は第三十第二十六条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、前条の規定によ

- 一 法令に基づく場合
- 急の必要がある場合 一 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊
- 提供される場合次に掲げる場合において、当該医療情報の提供を受ける者は、
- 二 認定匿名加工医療情報作成事業者が第二十三条第一項の規定

て当該医療情報が提供される場合により医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴っ

(苦情の処理)

ばならなゝ。 により、前項の目的を達成するために必要な体制を整備しなけれ 2 認定匿名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところ

第三節 認定医療情報等取扱受託事業者

(認定)

第二十八条 認定匿名加工医療情報作成事業者の委託(二以上の段第二十八条 認定匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認めにより、当該事業を行おうとする者(法人に限る。)は、申請

(準用)

並びに第二十七条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者につい第二項、第十九条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条の第二号を除く。)、第四項及び第五項の規定は前条の認定につ第二十九条(第八条第二項(第二号及び第三号を除く。)、第三項

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほおいて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合にて、第十五条及び第十六条の規定は認定医療情報等取扱受託事業

必要な技術的読替えは、

政令で定める。

項、第十一条	第十条第九			第十条第七項				第十条第一項	第九条第四項			第九条第一項	第一号ハ	第八条第三項		第八条第二項
	第八条第一項	で	から第五項ま	第八条第三項	情報作成事業	匿名加工医療	の認定に係る	第八条第一項	第一号	号まで	二号から第五	同条第二項第	情報作成事業	匿名加工医療		次項各号
	第二十八条	五項	除く。)、第四項及び第	第八条第三項(第二号を			同条に規定する事業	第二十八条の認定に係る	第一号及び第二号		五号	前条第二項第四号又は第		その事業	第四号	次項第一号、第三号及び

第二項及び第		
十二条第二項		
第十五条第一	第八条第三項	第八条第三項第一号、第
項第二号	各号	三号又は第四号
第十五条第一	第三十七条第	第三十七条第二項
項第五号	一項	
第十六条第一	同条第一項	同条第二項
項第二号		
第十七条第一	第二十五条又	第二十三条第一項又は第
項	は第三十条第	二項の規定により医療情
	一項の規定に	報の取扱いの全部又は一
	より医療情報	部の委託又は再委託
	の提供	
第二十六条第	前条の規定に	次に
可	より提供する	
	場合及び次に	
	同条又は第三	第二十三条第一項又は第
	十条第一項の	二項の規定によりその取
	規定により提	扱いの全部又は一部の委
	供された	託又は再委託をされた
第二十六条第	が第二十三条	又は認定匿名加工医療情
二項第二号	第一項	報作成事業者が第二十三

を委託する	
っる の委託又は再委託をする	条第二項又は第一項

第四章 医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作 | を委託する | の委託又は再委託をする |

(医療情報取扱事業者による医療情報の提供)

成事業者に対する医療情報の提供

第三十条 医療情報取扱事業者に提供することができる。 者に提供される医療情報について、主務省令で定めるところにより本人又はその遺族(死亡した本人の子、孫その他の政令で定めるとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報作成事業名加工医療情報作成事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業

- 提供すること。の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者に一 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の作成
- 二 認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項

目

- 三 認定匿名加工医療情報作成事業者への提供の方法
- 医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止す四 本人又はその遺族からの求めに応じて当該本人が識別される

ること。

五 本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法

ならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。令で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければ3 主務大臣は、第一項の規定による届出があったときは、主務省

(書面の交付)

第三十一条 医療情報取扱事業者は、前条第一項の規定による通知第三十一条 医療情報取扱事業者は、前条第一項の規定による通知第三十一条 医療情報取扱事業者は、前条第一項の規定による通知

- 規定による書面の交付を行ったものとみなす。できる。この場合において、当該医療情報取扱事業者は、同項の该書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することが該書面の承諾を得て、同項の規定による書面の交付に代えて、当2 医療情報取扱事業者は、あらかじめ、前項に規定する求めを行
- 的記録を提供した医療情報取扱事業者は、主務省令で定めるとこ3 第一項の規定により書面を交付し、又は前項の規定により電磁

ろにより、当該書面の写し又は当該電磁的記録を保存しなければ

(医療情報の提供に係る記録の作成等)

ならない。

第三十二条 医療情報取扱事業者は、第三十条第一項の規定により第三十二条 医療情報取扱事業者は、第三十条 医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者の名称及び住所その他 医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供したときは、

から主務省令で定める期間保存しなければならない。2 医療情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日

(医療情報の提供を受ける際の確認)

- 二 当該医療情報取扱事業者による当該医療情報の取得の経緯の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人) 当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人
- 工医療情報作成事業者に対して、当該確認に係る事項を偽っては者が同項の規定による確認を行う場合において、当該認定匿名加2 前項の医療情報取扱事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業

ならない。

- 定める事項に関する記録を作成しなければならない。 の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の主務省令でを行ったときは、主務省令で定めるところにより、当該医療情報 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第一項の規定による確認
- を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならな4 認定匿名加工医療情報作成事業者は、前項の記録を、当該記録

(医療情報取扱事業者から医療情報の提供を受けてはならない場

É

ら提供を受けてはならない。 情報について、法令に基づく場合を除き、医療情報取扱事業者か第三十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、次に掲げる医療

- れていない医療情報 第三十条第一項又は第二項の規定による通知又は届出が行わ
- 二 第三十一条第一項に規定する求めがあった医療情報

第五章 監督

(立入検査等)

要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の名加工医療情報取扱事業者若しくは医療情報取扱事業者に対し必託事業者(これらの者のうち外国取扱者である者を除く。)、匿託の定匿名加工医療情報作成事業者若しくは認定医療情報等取扱受第三十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、

させ、若しくは関係者に質問させることができる。事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査

ばならない。書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなけれるが現の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明との可収定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明という。

られたものと解してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め

なければならない。しようとするときは、あらかじめ、個人情報保護委員会に協議し4.主務大臣は、第一項の規定による報告を求め、又は立入検査を

(指導及び助言)

のとする。
条の認定に係る事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うも定医療情報等取扱受託事業者に対し、第八条第一項又は第二十八第三十六条。主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者又は認

(是正命令)

第三十七条 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者(外国) 第三十七条 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者(外国) 推置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、認定医療情報等取扱受託事業者(外国取扱者を除2 主務大臣は、認定医療情報等取扱受託事業者(外国取扱者を除2 主務大臣は、認定医療情報等取扱受託事業者(外国取扱者を除2 主務大臣は、認定医療情報等取扱受託事業者(外国取扱者を除

中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとすに限る。)について準用する。この場合において、これらの規定療情報等取扱受託事業者(これらの者のうち外国取扱者である者の 前二項の規定は、認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医

是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を4 主務大臣は、匿名加工医療情報取扱事業者が第十八条第三項の

る

二項の規定による請求をしようとするときは、あらかじめ、個人る命令又は第三項において読み替えて準用する第一項若しくは第6 主務大臣は、第一項、第二項、第四項若しくは前項の規定によ

情報保護委員会に協議しなければならない。

第六章 雜則

(連絡及び協力)

カしなければならない。 正な取扱いに関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協 法律の施行に当たっては、医療情報等及び匿名加工医療情報の適 第三十八条 主務大臣、個人情報保護委員会及び総務大臣は、この

(主務大臣等)

できる。

学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。 第三十九条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科

あらかじめ、個人情報保護委員会に協議しなければならない。3 主務大臣は、主務省令を定め、又は変更しようとするときは、2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(地方公共団体が処理する事務)

る。 ところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができ務(医療情報取扱事業者に係るものに限る。)は、政令で定める第四十条 第三十五条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事

(権限の委任)

第四十一条 この法律に規定する主務大臣の権限の一部は、政令で

(主務省令への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため

める。の手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定

(経過措置)

る経過措置を含む。)を定めることができる。
必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関す場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する

第七章 罰則

第四十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等第四十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等を併科する。

(第二十九条において準用する場合を含む。)若しくは第二十一 偽りその他不正の手段により第八条第一項、第九条第一項若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

かった者

号までに掲げる事項を変更した者二(第九条第一項の規定に違反して第八条第二項第二号から第五第二十九条において準用する場合を含む。)の認可を受けた者(入条の認定又は第十条第四項から第六項まで(これらの規定を

的に利用した者名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目規定に違反して、認定事業に関して知り得た医療情報等又は匿規定に違反して、認定事業に関して知り得た医療情報等又は医第二十二条(第二十九条において準用する場合を含む。)の

掲げる事項を変更した者第二十九条において準用する第八条第二項第四号又は第五号に四 第二十九条において準用する第九条第一項の規定に違反して

命令に違反した者五の第三十七条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

の規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しない。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に、 第十条第九項、第十一条第二項、第十二条第二項又は第十五条第二項(これらの規定を第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去した者の規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなの規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなの規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなの規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなの規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなの規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなの規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなの規定に違反して医療情報等及び匿名加工医療情報を消去しなの規定に違反して医療情報等の規定を対象を対象を表する場合に関する。

の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者 定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽ニ 第十三条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規

しくは虚偽の答弁をした者忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは四、第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の

適用する。

過用する。

適用する。

適用する。

第四十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあの罰金刑を科する。

する法律の規定を準用する。 表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関の代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、そ

に処する。
第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料

第三十三条第二項の規定に違反した者二 第十四条(第二十九条において準用する場合を含む。)又はむ。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者一 第十二条第一項(第二十九条において準用する場合を含

附則抄

(施行期日)

四条の規定は、公布の日から施行する。において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内

(基本方針に関する経過措置)

より、これを公表することができる。 閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例ににより、基本方針を定めることができる。この場合において、内第二条 政府は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例

において第四条の規定により定められたものとみなす。 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日

(名称の使用制限に関する経過措置)

九条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行紛らわしい名称を使用している者については、第十四条(第二十若しくは認定医療情報等取扱受託事業者という名称又はこれらと第三条 この法律の施行の際現に認定匿名加工医療情報作成事業者

後六月間は、適用しない。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な(政令への委任)

経過措置は、政令で定める。

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、(検討)